

【電子入札システムお知らせ】

平成31年3月1日から適用する新労務単価に関する留意事項について

平成31年3月1日
建設部技術管理課

平成31年3月から適用する新労務単価に関して、契約中及び今後契約する工事等については以下のとおり取扱うこととしますので留意してください。

※1 新労務単価とは、秋田県実施単価表（平成31年3月1日以降適用 第1回改定）の公共工事設計労務単価基準額及び設計業務委託等技術者単価によるものとします。

1 平成31年3月1日以降に契約する工事等について

平成31年3月1日以降に契約を締結する工事等のうち、平成31年2月以前の単価を適用して予定価格を積算している工事等については、契約締結後、新労務単価及び当初契約時点の物価※2に変更します。

※2 当初契約時点の物価とは、当初契約日が属する月の全ての単価です。

2 平成31年2月28日以前に契約した工事等について

平成31年2月28日以前に契約を締結し、残工期が基準日※3から2か月以上ある工事等において、基準日以降の残数量に対して基準日時点の物価を適用した場合に、請負額の変動が「1/100」を超えることが見込まれる場合には、工事請負契約書第25条第6項に基づく協議（以下、「スライド協議」という。）の請求が可能です。

なお、残工期については、工期延長の予定があるものは、予定工期を考慮することができます。

※3 基準日とは、スライド協議を請求した日から起算して、14日以内で発注者と受注者が協議して定める日のことであり、スライド協議を請求した日と同日を基本とします。

契約事項（第25条抜粋）

（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）

6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。